

## 流動資産担保融資保証制度に係る債権譲渡に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この告示は、南九州市に対して中小企業者が保有する売掛債権を担保として中小企業信用保険法に基づく流動資産担保融資保証制度を利用するために、中小企業信用保証法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関及び信用保証協会に対して行う債権譲渡に係る承諾の基準等について必要な事項を定めるものである。

### (債権譲渡の対象債権)

第2条 南九州市が契約発注する物品・役務等の請負契約の代金請求権とする。

### (債権譲渡の方式)

第3条 債権譲渡は、該当案件に係る契約書中「権利義務の譲渡等」に記載のただし書き以降の規定に基づき、これに規定する「甲の承諾」を得て、債権譲渡禁止特約を個別に解除する方式とする。

### (債権譲渡の制限)

第4条 信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関の二者に対して債権譲渡を行う場合に限るものとし、金融機関単独に対する債権譲渡は対象としない。

### (債権譲渡の承諾)

第5条 元請負人が債権譲渡の承諾の申請をする場合には、以下の条件を確認し、別紙様式による書類を契約担当者に提出させるものとする。

#### (1) 申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次の書類を請負者から提出させるものとする。

- ア 債権譲渡禁止特約解除依頼書（第1号様式）1通
- イ 債権譲渡承諾依頼書（個別保証 第2号様式-1、根保証 第2号様式-2）1通
- ウ 債権譲渡担保契約証書の写し 1通

#### (2) 債権譲渡禁止特約解除後の提出書類

債権譲渡禁止特約解除後、債権の譲渡人（元請負人）及び譲受人（第4条に定める者）から次の書類の提出を求めることができる。

- ア 債権譲渡通知書（個別保証 第3号様式-1、根保証 第3号様式-2）1通
- イ 取立委任解除通知書（第4号様式）
- ウ 債権譲渡及び債権譲渡登記がされたことのお知らせ（第5号様式）
- エ 登記事項証明書送付の件（第6号様式）

#### (3) 承諾の手続き

ア 承諾は、異議をとどめた承諾とすること。これにより契約担当者が受注者に対して有する債権（契約を解除した場合の違約金請求債権等）との相殺について留保することができるものとする。

イ 承諾申請書類は、譲渡人（元請負人）及び譲受人（第4条に定める者）の連名とすること。

ウ 債権譲渡を承諾したときは、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（第2号様式-1 下段）を元請負人に交付すること。この場合、契約担当者は必要に応じ留保条件をつけることができる。

#### (4) 債権金額の請求

債権譲渡を受けた金融機関からの債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

ア工事請負代金請求書（第7号様式）

イ債権譲渡承諾書（第2号様式-1 下段）の写し

(5) 債権譲渡承諾番号の整理

債権譲渡承諾番号簿（第8号様式）に所要の事項を記入し整理するものとする

(6) 承諾を行わない場合の取扱

承諾申請に係る債権が対象債権に該当しない場合、又はその他承諾を行うことが不相当と認められる場合、承諾を行わないものとする。この場合債権譲渡不承諾書（第9号様式）を請負者に交付するものとする。

附 則

この告示は平成21年4月1日から適用する。